

# 若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施中

若者の悪質商法被害が依然として後を絶たないことから、毎年1月から3月まで茨城県消費生活センター、県内関係機関、関東甲信越地区の都県、国民生活センター等が共同で啓発活動を実施しています。

## 事例

身に覚えがない請求のメールが送られてきた、無料といわれたホームページを見ていたら突然登録となり高額の登録料が請求された。

【アドバイス】知らないメールには返信しないようにしましょう。また、無料サイトには危険が隠れています。怪しいと思ったらすぐにやめましょう。

『説明』これは架空請求やワンクリック詐欺と呼ばれるものです。悪質業者は、適当な文字や数字を組み合わせてメールアドレスを作成し、一方的にメールを送りつけますが相手が分かっているわけではありません。返信すると業者にメールアドレスなどの個人情報がわかつてしましますので、返信しないようにしましょう。



特にスマートフォンはメールアドレス以外の住所氏名などの個人情報も送信される可能性がありますので注意が必要です。

笠間市では携帯電話やパソコンを介したトラブルに関する相談が増加傾向にあります。ネットオークション、キャッチセールス、マルチ商法、サイドビジネス商法など、いろいろな手口がありますのでだまされないように注意してください。必要な場合は、きっぱりと断わることが大切ですが、もし、契約してしまった場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

## らくようかん 楽腰館 東平鍼・灸接骨院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

笠間市東平2丁目12番8号  
TEL 0296-77-9939  
休診日/木曜日

土・日 診療中！

県立中央病院通り沿い  
●往 療 可  
●急患受付  
●通院送迎実施中(無料)

## クーリング・オフ制度

消費者が契約した後で、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。「契約を守らなければならない」とする原則の例外であり、クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限られます。



### (クーリング・オフ制度の適用例)

- × : 自分から店に出向いて申し込んだ取引
- : 業者が自宅に来て申し込んだ取引(訪問販売に該当しない取引もあります)
- : 自宅に電話があり、勧誘されて申し込んだ取引(電話勧誘販売)
- × : 広告をみて自分から電話やインターネットで申し込んだ販売(通信販売)

※通信販売は、クーリング・オフ制度がない代わりに返品制度があります。



■他の取引についても、取引形態によって、該当するものとしないものがあります。詳しくは、消費生活センターでご確認ください。

## 笠間市消費生活センター

〒309-1792 笠間市中央3-2-1 笠間市役所

相談受付専用電話 0296-77-1313

### 相談受付時間

月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
(土日、祝日および12月29日～1月3日は休業となります)